

第3期

串間市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和6年度→令和11年度



令和6年3月
宮崎県串間市
串間市社会福祉協議会

はじめに

昨今、少子高齢化が一段と加速する中、ライフスタイルの変化や価値観の多様化など社会情勢の変容を背景に、人と人とのつながりの希薄化、地域コミュニティの機能低下が叫ばれており、本市も例外ではありません。

また、これまでの福祉課題に加え、制度の狭間でサービスに結びつかないケースや、育児と介護の両立などの複合的な課題を抱えているケース、ひきこもり、ヤングケアラーなどの顕在化しにくい課題を抱えているなど、その課題は複雑化・複合化してきており、従来の福祉制度では対応が困難な問題が拡大しております。

そのような中、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手側」と「受け手側」という従来の関係を超え、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、誰もが住み慣れた地域の中で、豊かな人間関係や社会関係を基盤に、お互いの個性を認め合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進が求められています。

この度策定した「第3期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、これまでの流れを引継ぎ、加速しながら地域共生社会の実現を強く意識しながら取り組んでいくため、「ともに暮らし・ともに支え合う みんながやさしさでつながる共生のまち くしま」を基本理念として掲げました。

更に、罪を犯した人が立ち直りに多くの困難を抱えているという課題に対し、地域社会で孤立させない支援を行い、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、市町村の策定が努力義務とされている「再犯防止推進計画」を包含する形で策定しております。これは、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けたSDGsの目標達成を視野に入れた取り組みであります。

本計画の取り組みの推進にあたりましては、主体となる「市民・地域」「社会福祉協議会」「市」等、それぞれの役割を明示したうえで取り組む内容を示しており、更なる福祉施策の推進のためには、地域住民の皆様をはじめ、関係者・関係団体の皆様のご理解とご協力、そして積極的な参画と分野横断的な連携が欠かせません。これまで以上にお力添えをお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、串間市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、市民アンケートなどにご協力いただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

串間市長 島田俊光

はじめに

日頃より皆様には社会福祉協議会に対して、格別のご協力をはじめ、ご支援を賜り心からの感謝を申し上げます。

近年、人口減少・少子高齢化・核家族化が進み地域福祉を取りまく環境が目まぐるしく変化する中、地域で孤立する高齢者や生活困窮、ひきこもり、子育てなど生活上の悩みを抱える人が増加しており、個人や世帯が抱える課題は複雑かつ多様化しています。また自然災害への備えや新たな感染症等への備えも地域の大きな課題の一つとなっています。

このような状況の中、地域社会全体を支えるためには、市民あるいは地域の一人ひとりが担い手となって、相互に助け合う関係性を育みながら、地域における自主防災組織の組織化等を含めた生活課題を解決していく「地域共生社会」の実現を目指す取り組みが求められています。

誰もが住みなれた地域で安心して健やかに暮らすことは、すべての市民の願いではないでしょうか。地域福祉の課題やニーズは、地域の中にあり、それを的確に解決する方法も地域の中にあると思います。本計画には、地域福祉の推進主体であります市民の皆様に取り組んでいただきたいことも挙げています。第3期串間市地域福祉活動計画の基本理念である「ともに暮らし・ともに支え合う みんながやさしさでつながる共生のまち くしま」の実現のため、3つの目標である①つながりとふれあいのある地域づくり、②支え合い安心して暮らせる地域づくり、③誰一人取り残さない支援体制づくりに向かって、今後も市・社会福祉協議会と協働して、引き続き積極的な福祉活動をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人串間市社会福祉協議会
会長 武田 憲昭

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の性格と位置付け.....	2
3. 計画の期間	6
4. 地域福祉を進めるうえでの「圏域」の捉え方.....	6
5. 計画の策定体制	7
6. S D G s について	8
7. 重層的支援体制整備事業の創設について.....	9
第2章 串間市の地域福祉を取り巻く状況.....	10
1. 串間市の現状	10
2. 取り組み状況や各種調査からみる第2期計画の進捗	16
3. 現状を踏まえた今後の課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方	26
1. 基本理念	26
2. 基本目標.....	27
3. 施策の体系	28
第4章 施策の展開（みんなで取り組むこと）	29
基本目標1 つながりとふれあいのある地域づくり	30
基本目標2 支え合い安心して暮らせる地域づくり	35
基本目標3 誰一人取り残さない支援体制づくり	42
第5章 串間市再犯防止推進計画	45
1. 計画策定の背景	45
2. 計画における重点課題.....	45
3. 施策の展開.....	46
第6章 計画の推進体制.....	47
1. 「みんなで取り組む地域福祉の推進」をめざして	47
2. 計画の点検・評価	48
3. 計画推進のための成果指標.....	49
資料編.....	50

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

我が国の福祉を取り巻く状況をみると、少子高齢化や核家族化の進展、社会・経済情勢の変化、さらに近年では、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、地域住民のつながりや地域との関係性の希薄化が進み、かつての家庭や地域における相互扶助といった機能が低下しています。また、ひきこもりや孤立死、虐待、老々介護、認知介護、子どもの貧困など、新たな福祉課題だけでなく、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど本人や家庭で複数の課題が重なることもあり、深刻な社会問題となっています。これらの課題は「制度の狭間」と言われるように、公的なサービスや制度だけでは対応できないことも少なくありません。今後は、こうした課題に対応していくため、地域のつながりを再構築するとともに、関係機関や団体などが連携し支援を行うことで、誰もが住み慣れた地域で孤立することなく、助け合い、支え合う社会を実現していくことが求められています。

国においては、従来の制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現が求められています。

また、令和元年には、国の地域共生社会推進検討会の「最終とりまとめ」において、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①分野を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援による新たな事業の創設が提言されました。また、令和3年4月に社会福祉法が改正され、この提言を踏まえた新事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

串間市(以下「本市」という)では串間市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という)と協働して、地域におけるさまざまな福祉課題に対応するため、平成24年度に「串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、平成29年度に「第2期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域住民、福祉サービス事業所などの主体的な福祉への取り組みに向けた施策を推進するとともに、福祉サービスの整備・充実、地域住民の交流活動や支え合い活動などを支援してきました。

令和5年度に「第2期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が満了することを踏まえ、本市における課題を再整理し、市民・地域、社会福祉協議会、行政が互いに連携して、地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりを推進していくための新たな指針として、「第3期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下「本計画」という)」を策定しました。

2. 計画の性格と位置付け

(1) 地域福祉とは

私たちの住む地域には、高齢者、障がいのある人、子ども、働きながら子育てや家族の介護をしている人、外国人などさまざまな人が暮らしています。「地域福祉」とは、このように年齢や障がいの有無、世帯の状況や国籍に関係なく、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、一人ひとりが地域の一員として互いに支え合うことを基本として、市民・地域、社会福祉協議会、行政などが協働し、地域全体で助け合い、支え合える、より良い社会を築いていくための取り組みのことです。

地域福祉を推進していくためには、生活上の課題や悩みを誰かに相談したり、隣近所を気づかったり、地域の課題解決に向けて自分たちにできることを考え、お互いに手を貸したりするなど身近なところからはじめ、さらには地域の団体や関係機関、行政や社会福祉協議会が互いにつながり、市民一人ひとりの幸せな暮らしをみんなで支えていくことが大切です。

(2) 計画の目的と役割

本計画は、5年後、10年後も住み慣れた地域での助け合いや支え合いにより、誰もが安心して幸せな生活を送ることができるよう、地域全体で地域福祉を推進していくことで、地域共生社会を実現することが大きな目的となります。

また、本計画は、市の将来像や地域福祉を推進していくための基本的な考え方など、今後のめざす方向性を明らかにするとともに、地域の生活課題の解決に向けた、市民・地域、社会福祉協議会、行政のそれぞれの役割や互いに連携・協力し、取り組んでいくことをまとめることで、福祉のまちづくりの指針としての役割を担うものでもあります。



(3) 計画の位置付けと法定根拠

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、自治体において定める基本構想に即した福祉分野の最上位計画と位置付けられます。また、本計画は地域福祉を推進していくうえで、連携して取り組む必要がある地域福祉活動計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画についても、その内容を含めるものとします。

●社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

●成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（抄）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

●再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(4) 地域福祉に関連する計画の一体的策定の意義

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」はともに地域住民などの参画を得て策定されるものであり、「地域福祉の推進」を目的として、互いに補完・補強し合う関係にあります。第2期計画においては、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化し、「ともに暮らし・ともに支え合う みんながやさしさでつながる くしま」を基本理念として、その目的を実現するために施策を推進してきました。

今回の計画策定においても、社会情勢の変化、前期計画の課題や市民アンケートなどの結果から見えてくる課題を踏まえて、市と社会福祉協議会が緊密な連携を図りながら、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとします。

さらに、再犯防止推進計画と成年後見制度利用促進計画については、地域福祉を推進し、誰もが支え合い、共に生きるためのまちづくりを進めていくために、地域福祉分野と連携しながら取り組んでいく必要があることから、両計画の内容を含めて一体的な策定を行うこととします。



(5) 他の行政計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「串間市長期総合計画」の福祉分野の基本目標を具体的に推進するとともに、福祉の各分野に共通する事項を定める、福祉分野の最上位計画として位置付けます。

また、本計画の内容においては、福祉の各分野の個別計画である「串間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「串間市障がい者計画 串間市障がい福祉計画 串間市障がい児福祉計画」「串間市子どもの未来応援計画」「串間市子ども・子育て支援事業計画」「串間市健康増進計画」、その他の関連する計画と整合を図ることで、本市における福祉施策を総合的な推進を図るものとします。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間とします。また、変化する社会情勢への対応や他計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

	H30 年度	～	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	～	R14 年度
第2期	計画期間											
第3期 (本計画)			見直し	計画期間								
第4期									見直し	計画期間		

4. 地域福祉を進めるうえでの「圏域」の捉え方

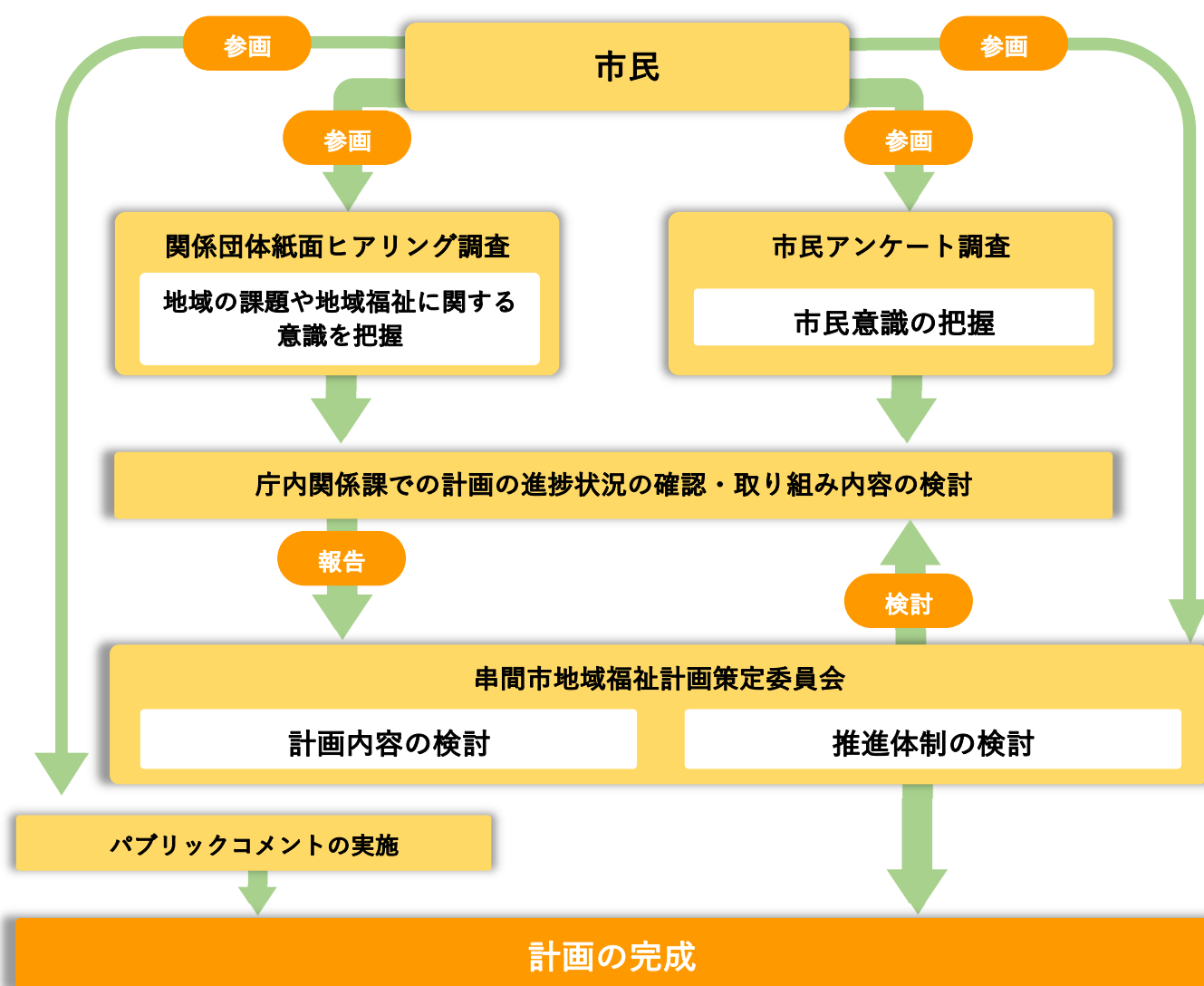
地域福祉の推進は、小さな圏域を主軸としながら、解決が難しい課題は、より広い圏域へ段階的に共有し、課題解決に向けた検討や対応、新たな活動や支援につなげていくといった、個々のニーズに即したきめ細かい配慮から、専門的な支援まで、層が重なったような支援体制・連携体制を構築していくことが重要です。

本計画では、地域福祉を進めるうえでの圏域を次のように考え、圏域ごとの機能を強化するだけでなく、異なる圏域との連携を強化することで、それぞれの特性を生かした活動展開や柔軟な対応ができる連携体制を構築します。



5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、市民意識の把握のためのアンケート調査のほか、地域で活動する団体を対象とした紙面によるヒアリング調査を実施しました。また、庁内関係課での計画の進捗状況の確認・取り組み内容の検討を行い、有識者や地域福祉関係者等で構成される串間市地域福祉計画策定委員会を設置し策定を行いました。



6. SDGsについて

2015年9月の国連サミットで2030アジェンダ（議題）が採択され、2030年までに世界中で達成すべき目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

本計画においては、取り組みの内容がSDGsのどの目標の達成に貢献する取り組みなのかを結びつけることで、持続可能な社会づくりを視野に入れて取り組むこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	2	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	4	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	6	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	8	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
9	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	10	人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
11	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	12	つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
13	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	14	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	16	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。		

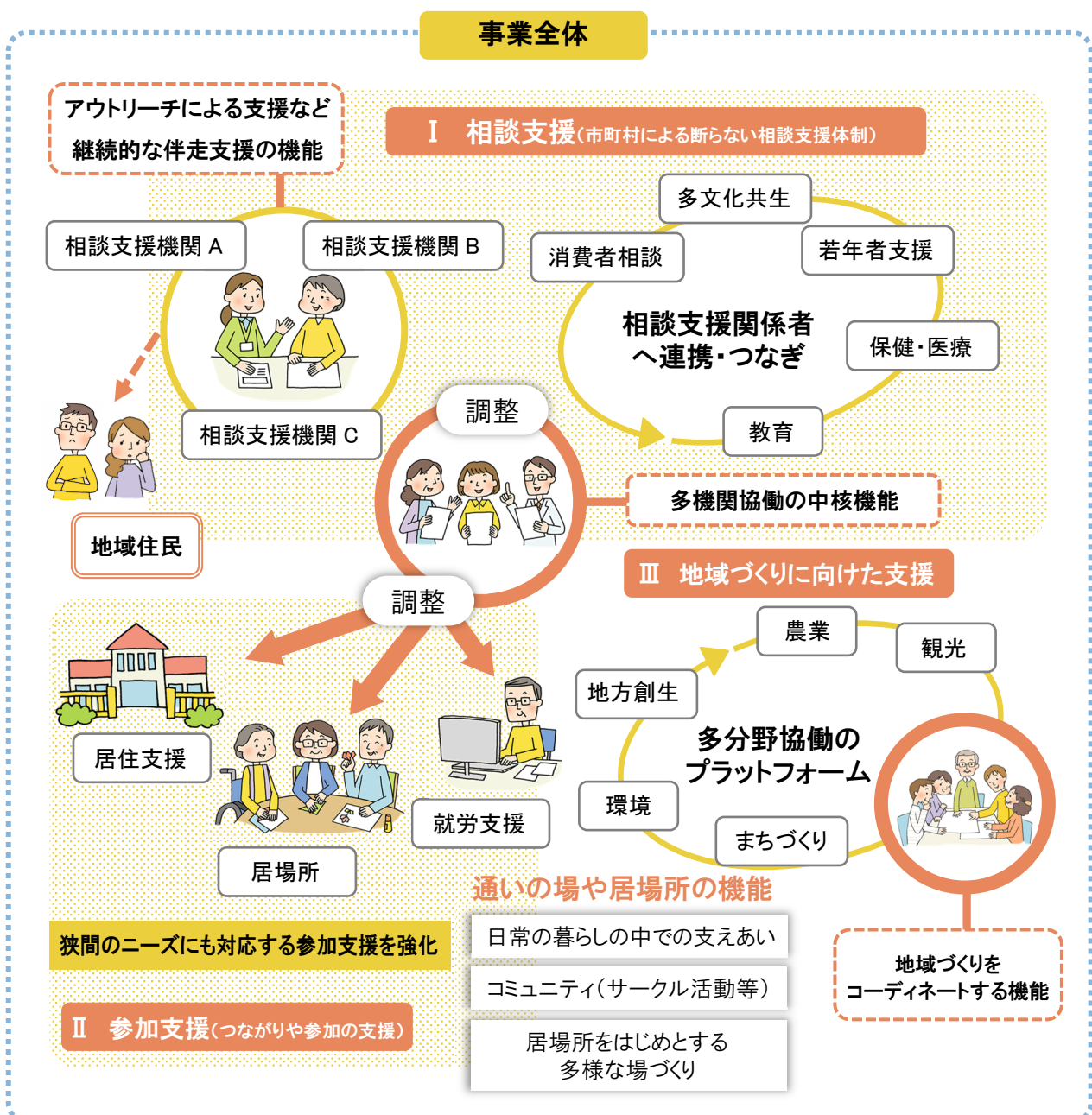
7. 重層的支援体制整備事業の創設について

地域住民の抱える複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難となっている現状を背景として令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、属性を問わず広く地域住民を対象とした重層的支援体制整備事業の創設等について規定されました。

重層的支援体制整備事業は、Ⅰ「相談支援」、Ⅱ「参加支援」、Ⅲ「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものであり、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の構築が求められています。

本計画では、計画期間中の上記3つの事業の実施を見据えて地域福祉の推進を図ります。

■重層的支援体制整備事業について（イメージ）



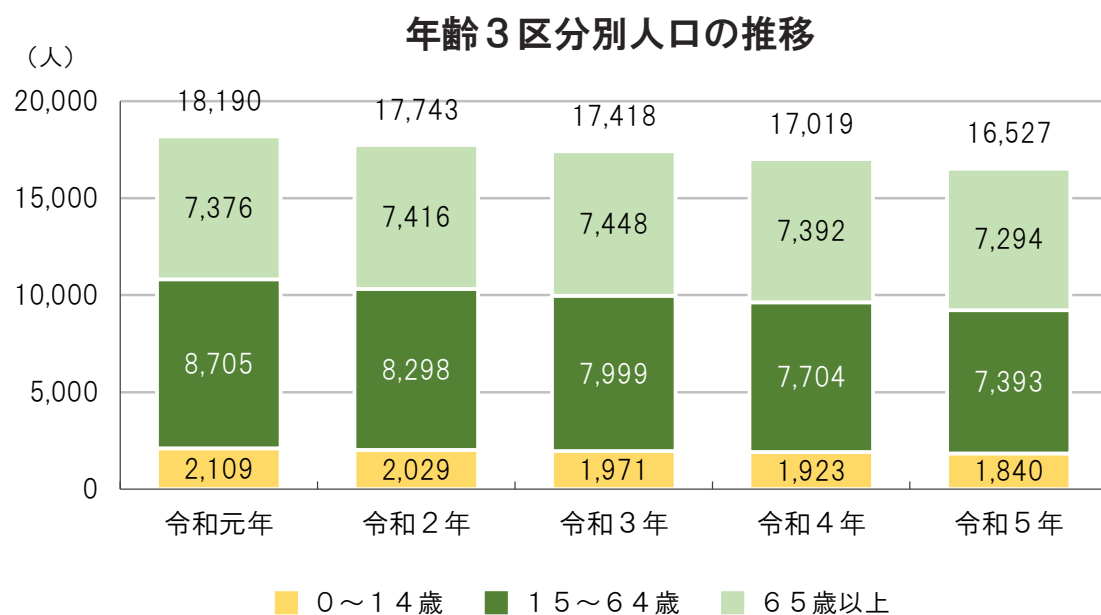
資料：厚生労働省「地域共生社会の推進に向けた「かわら版」第2号」掲載図を参考に作成

第2章 串間市の地域福祉を取り巻く状況

1. 串間市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和元年から令和5年にかけて、1,663人の減少となっています。年齢別にみると、特に15～64歳の年代においては、1,312人の減少とほかの年代と比べて大きく減少しています。また、65歳以上の年代については、令和3年まで増加傾向でしたが、令和4年に減少へと転じています。

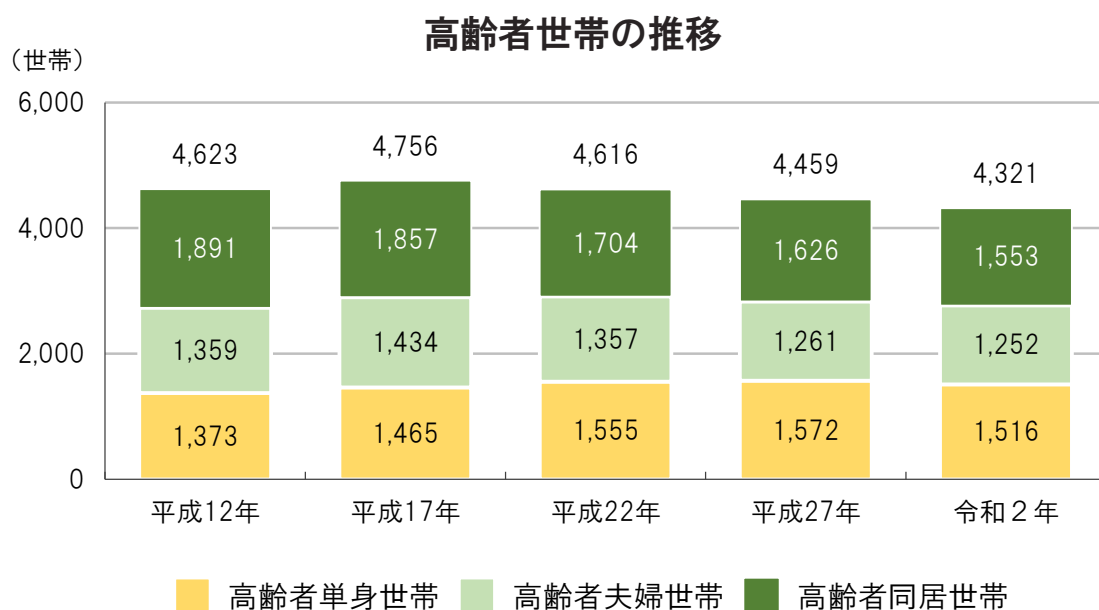


	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口（人）	18,190	17,743	17,418	17,019	16,527
0～14歳（人）	2,109	2,029	1,971	1,923	1,840
15～64歳（人）	8,705	8,298	7,999	7,704	7,393
65歳以上（人）	7,376	7,416	7,448	7,392	7,294
高齢化率（％）	40.5	41.8	42.8	43.4	44.1

資料：住民基本台帳人口(各年12月現在)

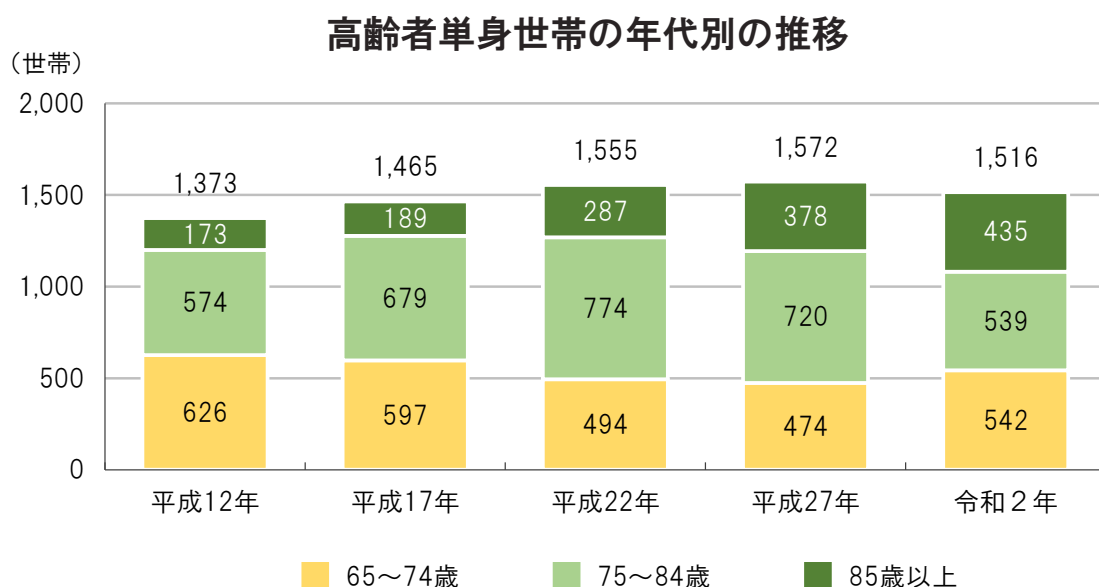
（２）高齢者世帯の推移

本市の高齢者世帯は減少傾向にあり、平成17年をピークに令和２年には435世帯の減少となっています。内訳をみると、高齢者夫婦世帯と高齢者同居世帯は平成17年以降減少していますが、高齢者単身世帯は平成27年まで増加し、その後減少に転じていることがわかります。また、高齢者単身世帯を年代別にみると、特に85歳以上の世帯が増加しており、平成12年から令和２年にかけて約2.5倍の増加となっています。



	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総世帯数	9,008	8,685	8,400	7,922	7,196
高齢者のいる世帯	4,623	4,756	4,616	4,459	4,321
高齢者単身世帯	1,373	1,465	1,555	1,572	1,516
高齢者夫婦世帯	1,359	1,434	1,357	1,261	1,252
高齢者同居世帯	1,891	1,857	1,704	1,626	1,553

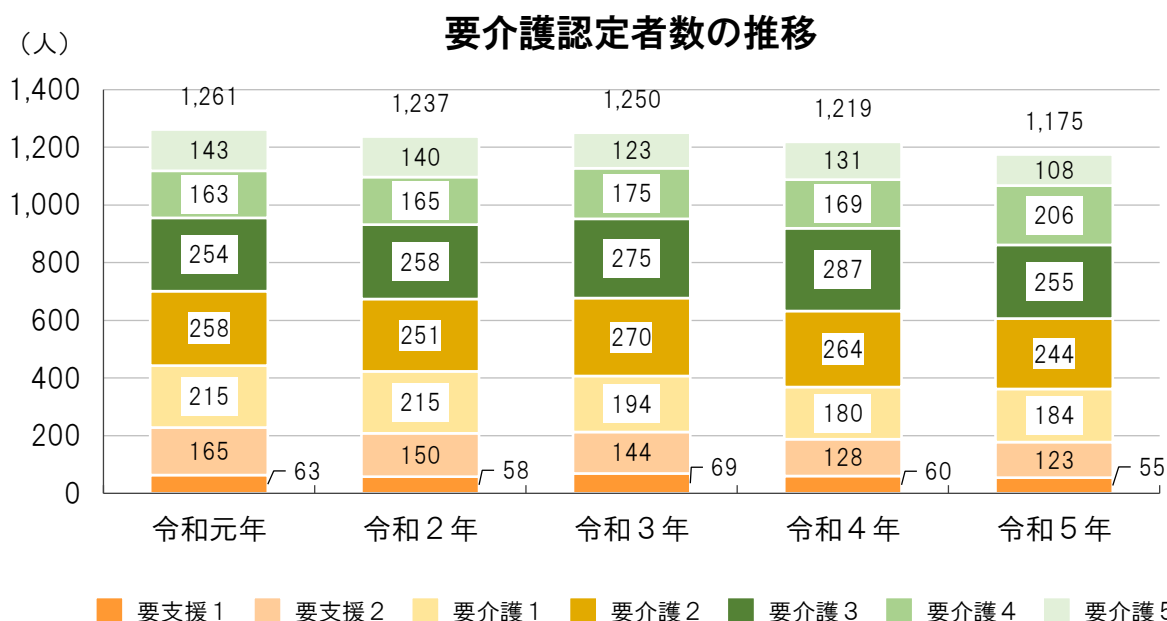
資料：国勢調査



資料：国勢調査

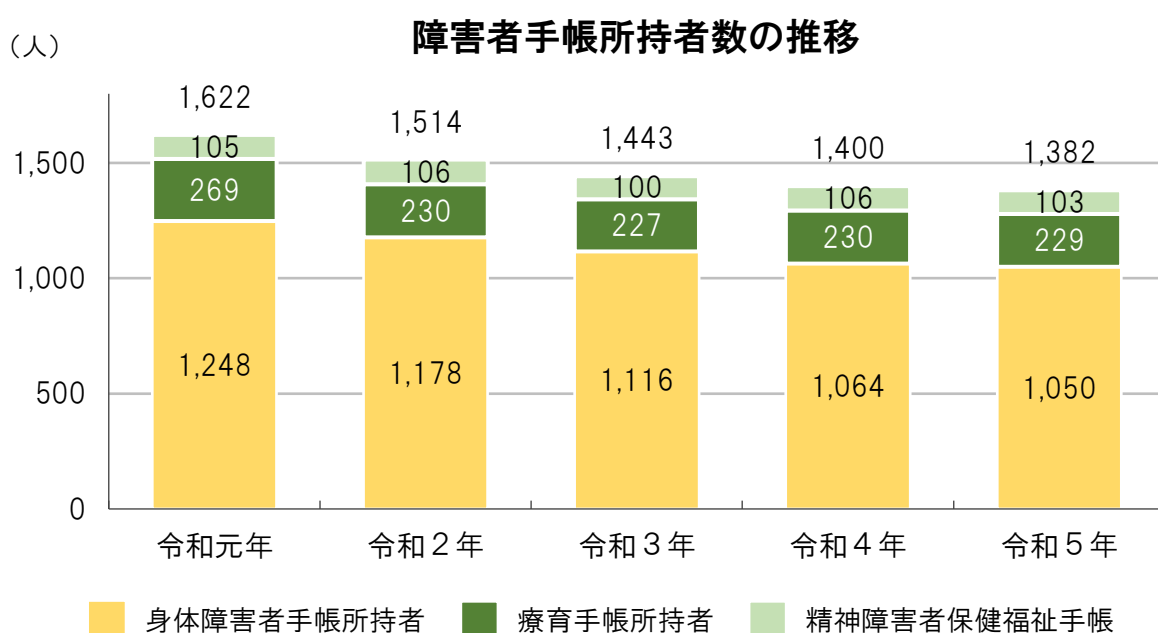
(3) 要介護認定者数の推移

本市の要介護認定者数は、1,200人程度で推移しており、令和5年には、1,175人となっています。



(4) 障がいのある人の推移

本市における障害者手帳を所持している人の総数は減少傾向にあり、令和元年から令和5年にかけて、240人の減少となっています。手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者はおおむね横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は令和2年以降おおむね横ばいとなっています。



（５）出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和元年から令和５年にかけて24人減少し、68人となっています。

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
出生数(人)	92	86	85	86	68

資料：住民基本台帳人口（各年１月１日から１２月３１日までの合計）

（６）生活保護受給世帯数の推移

本市の生活保護受給世帯数及び受給者は減少傾向にあり、令和元年から令和５年にかけて、世帯数は48世帯の減少、受給者数は54人の減少となっています。

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
受給者世帯数(世帯)	160	156	139	128	112
受給者数(人)	179	177	159	145	125

資料：福祉事務所（各年１２月現在）

（７）外国人の推移（外国人登録者数）

本市で暮らす外国人は、令和４年まではおおむね横ばいで推移していましたが、令和５年に増加し、124人となっています。総人口に占める割合についても、令和５年に増加し、0.8%となっています。

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
外国人登録者数(人)	97	91	97	100	124
総人口に占める割合(%)	0.5	0.5	0.6	0.6	0.8

資料：市民生活課（各年１２月現在）

（８）避難行動要支援者の状況

令和２年12月現在の避難行動要支援者名簿に登録されている方は、4,590人となっており、平成29年12月の6,461人から1,871人の減少となっています。

（９）地域福祉を推進する団体と活動などの推移

① 自治会

本市の自治会加入率は、令和２年まで減少傾向でしたがその後微増し、令和５年には82.9%となっています。本市においては、自治会が中心となって地域活動の多くを担っていることから、地域におけるつながり（見守り、支え合いなど）の希薄化が懸念されます。

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
自治会加入率(%)	80.8	80.2	84.6	83.6	82.9

資料：総務課（各年４月現在）

② 民生委員児童委員

令和５年12月現在、84人の民生委員児童委員が委嘱され、支援を必要とする人の相談や訪問、専門機関への連絡調整など、さまざまな活動をしています。

	福島地区	北方地区	大束地区	本城地区	都井地区	市木地区	総数
民生委員児童委員(人)	28	12	15	12	8	9	84
うち主任児童委員(人)	2	2	2	2	2	2	12

資料：福祉事務所

③ 高齢者クラブ

本市の高齢者クラブは、令和２年まで、団体数、会員数ともに減少傾向でしたが、その後回復し、令和５年には24団体、会員数は606人となっています。

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
高齢者クラブ団体数(団体)	20	20	20	24	24
高齢者クラブ会員数(人)	605	568	574	632	606

資料：福祉事務所（各年４月現在）

④ 防犯パトロール

防犯パトロール団体数は減少傾向となっており、令和元年から令和５年にかけて８団体の減少となっています。安全・安心なまちづくりの推進のため、地域住民が自ら防犯パトロールや交通安全の見守りなどを行い、地域の見守りを含めた防犯活動を実施しています。

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
防犯パトロール団体数(団体)	18	18	18	7	10

資料：市民生活課（各年４月現在）

⑤ ボランティア

令和 5 年 9 月現在、市内には30団体、1,061人が社会福祉協議会ボランティアセンターに登録して活動しています。

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
団体数（団体）	29	31	31	30	30
登録者数（人）	1,173	1,156	1,129	1,069	1,061

資料：串間市社会福祉協議会（各年 9 月現在）

⑥ ふれあい・いきいきサロン

令和 5 年 4 月現在、市内56か所、70区において開催され、茶話会、会食会、勉強会（交通安全、防犯、認知症など）、レクリエーションなど、さまざまな活動を行っています。また、サロンでは介護予防体操などの活動も行っています。

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
実施箇所（箇所）	57	57	54	55	56
実施区（区）	66	66	63	68	70

資料：串間市社会福祉協議会（各年 4 月現在）

⑦ 地区社会福祉ふれあい推進連絡協議会（地区社協）

令和 5 年12月現在、旧中学校区ごとに 6 団体設置（福島地区は有明小校区として設置）されており、地域福祉の啓発普及促進や高齢者・青少年への支援事業など、地域の実情に応じてさまざまな活動を行っています。

2. 取り組み状況や各種調査からみる第2期計画の進捗

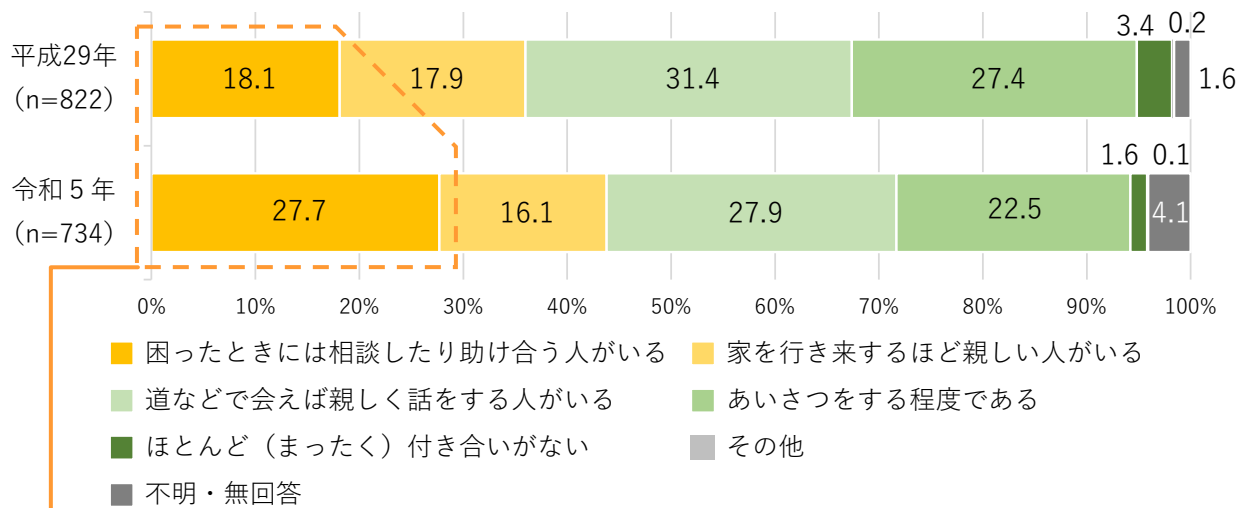
基本目標1 みんなが参加する地域づくり

計画期間中の取り組みと成果

- 高齢者と子ども、その親が互いにふれあえる機会を創出し、地域での交流を促進しました。
- 総合保健福祉センターや道の駅くしま市民交流施設等の公共施設を活用し、地域団体の活動や交流の場を提供しました。
- 各地区の民生委員・児童委員や集落支援員と連携し、地域のニーズや課題の把握に努めました。
- 市内の学校に対し講師を派遣し、福祉体験学習を実施しました。また、市民秋祭りやボランティアフェスティバルなどを通じて、福祉意識の啓発を行いました。
- ボランティア養成講座や認知症サポーター養成講座、小学生向けの手話体験会等、地域における担い手育成を推進しました。
- 「よかバス」の利用促進やデマンド型乗り合いタクシーの導入など、利便性の向上に努めました。
- 市広報紙や社協だよりを活用し、福祉に関する情報や相談窓口、地域での取り組みの情報発信を行いました。

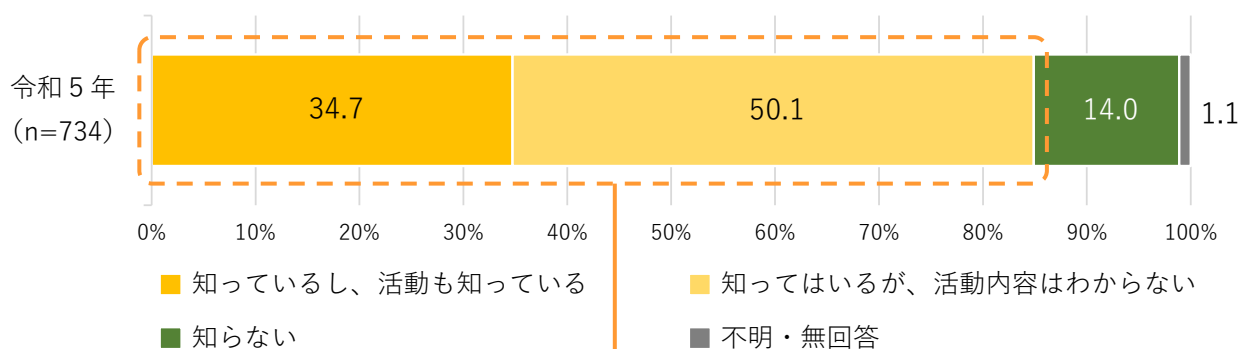
市民アンケートでは

問：あなたやご家族は、近所の人とどの程度の交流がありますか。



前回調査と比較すると、「困った時には相談したり助け合う人がある」の割合が約10ポイント増加しており、全体として隣近所などの身近な地域のつながり意識は向上していることがわかります。

問：民生委員・児童委員を知っていますか。また、どんな活動をしているか知っていますか。



民生委員・児童委員を「知っている」と答えた割合は8割を超えています。しかし、活動の内容も知っていると答えた割合は3割程度となっています。地域の身近な相談相手や地域における異変にいち早く気づける存在として、民生委員・児童委員の活動は非常に重要であるため、市民に対して活動内容の周知を進めるとともに、幅広い活動や適切な対応を関係機関や行政と連携して行えるよう、活動に対する支援をしていく必要があります。

関係団体ヒアリングでは

今まで地域をまとめ、支えてきた高齢者が少なくなるとともに、市民が地域活動のノウハウがわからなくなっているため、各地域での仲間意識がだんだん薄れてきている。

串間市の人口の大半を占めていると思われる高齢者が日々、「毎日が楽しい、生きていてよかった」と感じられる取り組みがもっとあって欲しい。

地域全体で障がいのある人の立場に立って考えられるとよい。また、障がいや障がいのある人、その保護者への理解も必要だと感じる。

子どもが少ないからこそ、子育て中の保護者の声に耳を傾け、串間市に適した内容で方針を立ててほしい。

障がい福祉施設などに入所している人が、社会に出る機会や場所が少なく、施設内で完結する生活になってしまっている。

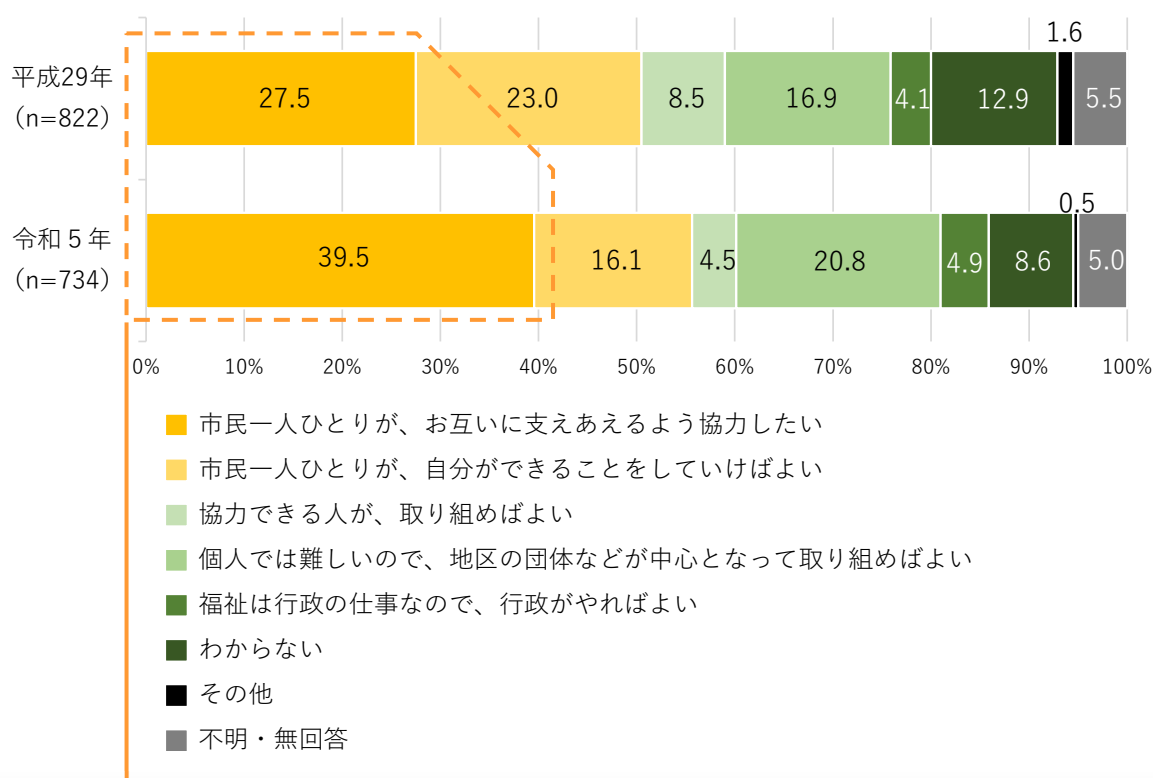
基本目標2 支え合える地域づくり

計画期間中の取り組みと成果

- 民生委員・児童委員等による地域での見守り活動を推進するとともに、特に見守りが必要な人に対しては関係機関との情報共有や相談支援へつなぐなど、連携して対応しました。
- 各福祉分野において、相談窓口での対応のほか、専門職による支援や地域に出向いた相談対応などを実施し、誰もが相談しやすい環境づくりに努めました。
- ボランティアフェスティバルの開催やボランティア情報誌の発行を通じて、活動状況の情報発信を行ったほか、活動に対する支援を行いました。
- 地域と連携した虐待の早期発見に努めるとともに、虐待が疑われた場合には、関係機関が連携し早期対応を行いました。

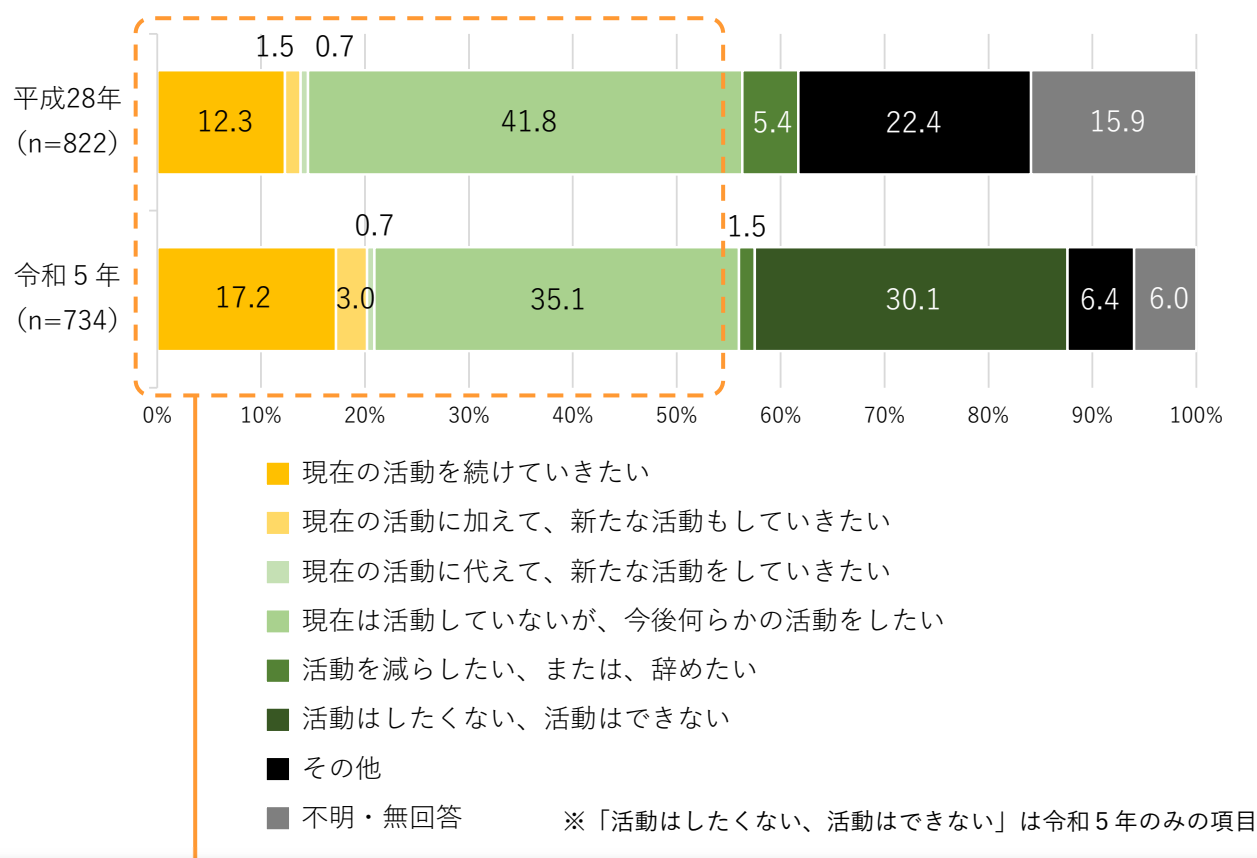
市民アンケートでは

問：市民も参加して「地域で支えあう福祉」を推進することについて、どのように思いますか。



地域で支えあう福祉の推進に向けて、「市民一人ひとりが、お互いに支え合えるよう協力したい」と回答した割合は、12ポイント増加しています。一方で、「個人では難しいので、地区の団体などが中心となって取り組めばよい」についても、約4ポイントの増加となっています。

問：あなたは今後、福祉に関する活動をしたい（または続けたい）ですか。



福祉に関する活動について、「現在の活動を続けていきたい」と答えた割合は、前回から約5ポイント増加しており、担い手の継続していきたい意向がうかがえます。一方で、「現在は活動していないが、今後何らかの活動をしたい」の割合は、約7ポイントの減少となっており、現在活動していない人の意識の低下が課題です。

関係団体ヒアリングでは

家庭に高齢者がいない市民も含めて、普段から地域全体で「困っていることはないか」「手伝います」という意識が高められるよう、物的にも人的にも環境の整備が望まれる。

地域連携組織が設立され、市民による支援体制づくりが広がってきている。活動の推進、拡大を目指すためには、市民への周知、理解を得ることが重要ではないかと考えている。

地域の仕組みづくりにおいて、理想と現実のギャップや、やりたいこととできることのギャップがあるので、担い手となる市民への意識付けや理解を得るための取り組み等が必要と考える。

高齢化、人口減少が進み、自治会が機能しないなどの声も多く聞き、地区社協もコロナ禍を機に活動が衰退している現状である。

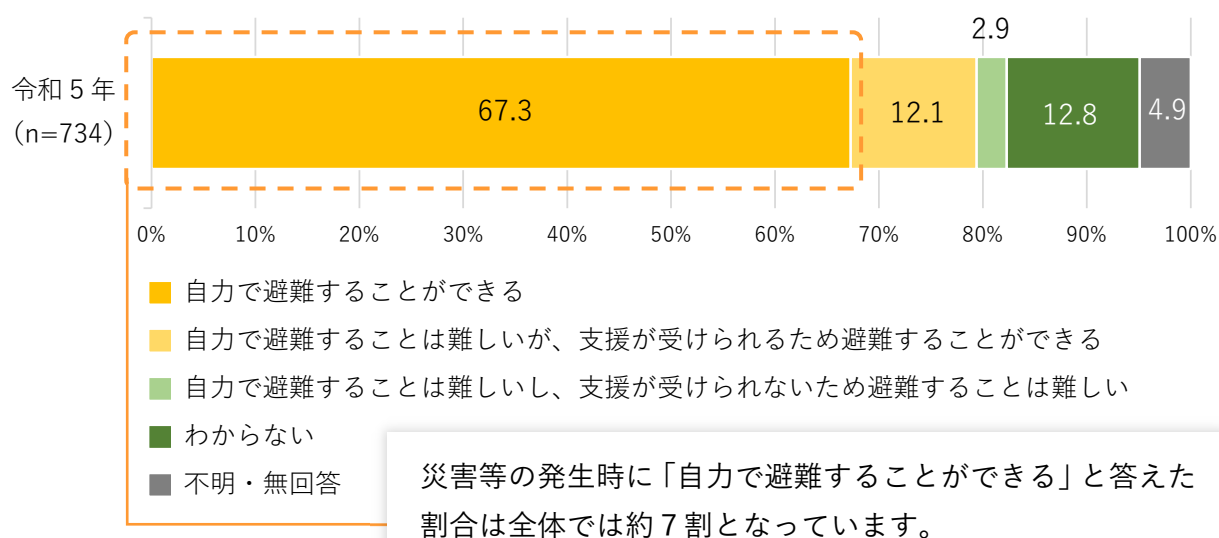
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

計画期間中の取り組みと成果

- 各学校において交通安全教室を実施するとともに、地域での登下校時の見守りやパトロール活動の実施を推進しました。
- 防災訓練やサロン等を通じて地域の避難場所の周知に努めるとともに、災害発生時の避難等に支援が必要な人の把握を行いました。
- 食生活改善推進員や健康づくりサポーターによる料理教室やウォーキング活動など、健康づくりの推進に努めました。
- 介護予防の推進に向け、地区で行っている「いきいき元気教室」の内容の充実や、教室を運営する「いきいきサポーター」の養成を行いました。

市民アンケートでは

問：もし災害などの緊急事態が発生した場合、あなたは適切に避難できると思いますか。



問：地震や台風などの災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。

災害時の危険箇所や
避難場所の周知 **63.2%**

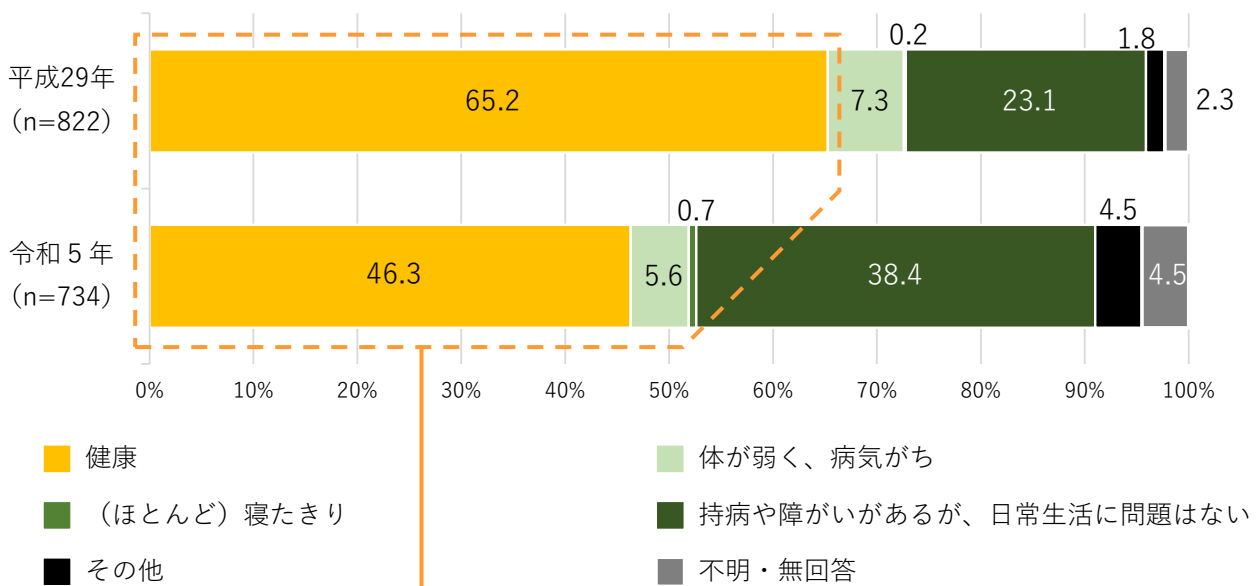
避難時や避難場所での
必要な資器材の確保・環境整備 **49.0%**

日頃からの隣近所との関係
づくりや避難訓練等の実施 **49.3%**

自力で避難することが難しい人
に対する避難支援体制の確保 **48.1%**

※6項目のうち回答数の多かった上位4項目

問：あなたの健康状態を教えてください。



現在の健康状態について、「健康」と答えた割合は、前回から約 20 ポイント減少しています。一方で、「持病や障がいがあるが、日常生活に問題はない」と答えた割合は約 15 ポイント増加しています。健康意識の向上とあわせて、介護予防や重度化防止の取り組みなどの幅広い健康づくりが必要です。

関係団体ヒアリングでは

医療体制が乏しく、高齢者や乳幼児は安心して住むことができないのではないかと。

災害発生を想定し訓練を行っているが、適切な避難経路の選定が難しい。安全に避難場所まで誘導できるのが課題である。

夫婦間、親子間、高齢者間などの虐待が起こった際の、通報先や対応についての知識の習得について、地区や企業などにも広げていく必要がある。

市民の災害時の一時避難所として、串間市と協定を結んでいるが、避難先としての機能や役割を果たすため、関係機関との協議を行ったり、対応のルールを示してもらえるとよい。

災害対応について、各地区の公民館や職場に対し、消防署や警察署の職員の方、行政の方が積極的に向かい合って啓発を行ってほしい。

高齢者のサロン活動を通じて、様々な高齢者の声や要望を聞いて対応している。そういった声を行政と共有してより良い対応につなげてほしい。

ヤングケアラーの実態把握に向けて、民生委員等を通じて情報の提供を呼びかけるが、難しい状態であり、今後、学校や行政との情報共有が必要である。

一人ひとりの見えづらい課題や他者とのつながりを拒む方への介入は難しい。相談される内容も複雑化してきており、関係機関等との連携は重要である。

基本目標4 地域福祉を推進する仕組みづくり

計画期間中の取り組みと成果

- 包括的な相談支援体制の整備に向けて、障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターが連携するとともに、窓口へ来ることが難しい人に対しては、アウトリーチ型の相談対応を行いました。
- 地域課題の解決に向けて、ケースに応じて市内の関係機関で情報共有と協議を行い、適切な役割分担のもと対応に努めました。
- 生活に困窮している人に対し、関係機関と連携して就労支援等を行いました。
- 成年後見制度の利用促進に向けて、地域での情報提供や中核機関と連携し利用支援を行いました。

市民アンケートでは

問：お住まいの地区での暮らしについて、どのように感じていますか。

高齢者が生きがいを持ち、
安心して暮らせる

41.0% ▶ 54.2%
平成 29 年 令和 5 年

障がい者が社会に参加し、
安心して暮らせる

23.8% ▶ 38.2%
平成 29 年 令和 5 年

ゆとりをもって安心して子育てができる

38.1% ▶ 46.4%
平成 29 年 令和 5 年

困った時もすぐに相談できる

40.4% ▶ 48.6%
平成 29 年 令和 5 年

※それぞれの項目に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合計した割合

地区での暮らしについて、各項目における「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合の合計は、増加している項目が多くありました。特に、「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる」は半数を超えており、「障がい者が社会に参加し、安心して暮らせる」は約 15 ポイントの増加となっています。誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、様々な支援の充実が必要不可欠であり、今後も分野を超えた連携や適切な支援体制の整備が重要です。

問：あなたの住んでいる地域には、福祉に関わるどのような課題・問題があると思いますか。

高齢者のひとり暮らしや
介護などに関する課題

47.8%

住民同士のつながり
(つながりが薄いなど)

25.1%

道路や公共施設、住居等の
整備に関する課題

25.5%

高齢者だけではなく若年層も含んだ
社会からの孤立・孤独に関する問題

14.9%

※12 項目のうち「わからない」を除く回答数の多かった上位 4 項目

住んでいる地域の福祉課題では、高齢者や住民同士のつながり、公共施設等の整備とともに、孤独・孤立も挙げられました。分野ごとの支援だけでは解決できない課題や複数の課題が重なった状態、支援が届きにくい課題など、地域が抱える課題は複雑化・多様化しています。

誰もが支援を必要としたときに、適切に支援につながるよう、相談窓口の周知や地域から専門的な支援までのネットワークの構築、多分野の連携体制の構築が必要です。

また、公共施設や居住環境の確保など、地域では解決が難しい課題については、行政や関係機関が主導となり、適切に支援を行っていく必要があります。

関係団体ヒアリングでは

生活支援サポーターの養成と登録を実施しているが、実際の活動につなげられていない。地域の組織と連携しながら、支援を必要とする人とのマッチングをしていく必要がある。

市内の入所サービスや通所サービスを行う事業所の連絡会を定期的 to開催し、地域や事業所での課題の抽出、事業所同士の連携強化、意見交換、情報共有できる体制が必要である。

市民の抱える課題が複合化・複雑化してきている。また、家族がいても疎遠で連絡がつかない方や身寄りのない方の対応が難しい。

介護保険サービスなど、必要な時に適切なサービスが受けることができる環境を整備してほしい。

若い世代が確保しづらく、次世代の担い手の課題を感じる。それに伴い職員の高齢化も進み、人材育成の機会確保が難しくなっている。余力がなく、地域活動縮小など影響も懸念である。

地域組織において徐々に地域課題が整理されてきているが、それらに対する受け皿や担い手が不足しており、資源の発掘が必要である。

3. 現状を踏まえた今後の課題

統計資料や市民アンケート、関係団体ヒアリング等を踏まえ、本計画における課題を基本目標ごとにまとめています。

基本目標1 みんなが参加する地域づくり

- 近所とのつながりは、前回調査から大幅に向上しており、地域の一員としてともに暮らす意識は強まっていることがうかがえます。しかし、今後は少子高齢化の進行や人口減少に伴って、地域とのつながりは弱まっていくことが考えられるため、今後は福祉意識の醸成を含め、一人ひとりの地域の一員としての意識を強めていく必要があります。
- 地域のつながり強化のため、幅広い世代の地域活動への参加促進や活動への支援、世代を問わない地域の居場所づくりの推進が必要です。
- 地域で行われる行事や集いの場、困ったときの相談先など、市民に必要な情報が必要なときに手に入るよう、多様化する情報媒体等を活用しながらきめ細かな情報発信を進めていく必要があります。

基本目標2 支え合える地域づくり

- 多くの市民が互いに支え合うことは大切であるという意識を持っていることがわかります。また、福祉に関する活動に参加している市民の意識も高く、「現在の活動を続けていきたい」と答えた割合は増加しています。一方で、現在福祉に関する活動に参加していない人においては、「新たに活動をしたい」という回答が減少しています。現在意欲的に活動している人や団体の活動状況等を積極的に発信し、新たな参加を働きかけていくことや、幅広い世代が参加しやすい環境づくりが重要です。
- 地域で活動する団体がより幅広い活動を展開できるよう、市内の他の団体との交流機会の創出や支援を必要とする人とのマッチングを行うなど、活動支援を行うことが重要です。
- 地域が抱える課題には、行政だけでは気づきにくく、支援につなぐりにくい課題もあることから、異変の発見から適切な支援まで切れ目なくつながるよう、地域において見守りを行う団体や関係団体・専門機関、行政のネットワークを構築していくことが必要です。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

- 災害発生時においては、多くの人が「適切に自力で避難できる」と答えている一方で、「自力で避難することは難しいし、支援が受けられないため避難することは難しい」と答えた割合も一定数いることがわかります。また、災害発生時の備えとして重要なことについても、「災害時の危険箇所や避難場所の周知」「日頃からの隣近所との関係づくりや避難訓練等の実施」のほか、「自力で避難することが難しい人に対する避難支援体制の確保」が多く挙げられていました。日ごろから、防災意識の向上に向けた情報発信や避難訓練等の実施を行うとともに、災害発生時の対応に支援が必要な人に対する支援体制の確保を進めていく必要があります。
- 市民の一人ひとりの自らが健康であるという自覚は低下傾向にあります。今後、本市においては、高齢化が進行するにつれて支援や介護を必要とする人が増加していくことも考えられます。一人ひとりが自らの健康に気を使い、積極的に健康づくりや介護予防・重度化防止の取り組みを進めていく必要があります。
- 生活困窮者への自立支援に向けて、総合的な支援体制を整備していく必要があるほか、高齢者や障がいのある人などを支援する成年後見制度について、制度に関する周知や市民後見人の育成や法人後見の実施など、権利擁護の体制整備に向けて検討を進めていく必要があります。
- 地域における福祉ニーズはますます増大・多様化しており、将来を見据えた福祉サービス従事者の人材育成・確保に努める必要があります。

基本目標4 地域福祉を推進する仕組みづくり

- アンケート調査結果では、地区での暮らしについて、高齢者の暮らしや障がい者の暮らしをはじめ、多くの項目で暮らし良いと答えた割合が増加しています。今後は子育て世代への支援や複雑化・多様化している課題を抱えている家庭に対しても支援が行き届き、誰もが暮らし良いと感じることのできるまちづくりを進めていく必要があります。
- 個別の福祉分野における支援や福祉サービスの充実を進めていくとともに、分野を超えた連携を強化することで、課題の共有や支援方針の検討を多分野で行い、誰一人取り残さない支援体制を構築していくことが重要です。
- 保護司に関する理解促進や人材の確保、地域の理解と見守りなど再犯防止の取り組みを進めることで、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画におけるすべての施策は基本理念の実現に向けた構成となります。

第2期計画では、「ともに暮らし・ともに支え合う みんながやさしさでつながる くしま」の基本理念のもと、取り組みを進めてきました。

今後は、これまでの取り組みを引き続き推進していくとともに、新たな課題に対応し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、取り組みを進めていくことが必要です。

以上のことから、本計画における基本理念は、第2期計画の基本理念の考え方を引き継ぐとともに、新たな視点を踏まえ、「ともに暮らし・ともに支え合う みんながやさしさでつながる共生のまち くしま」とします。

ともに暮らし・ともに支え合う
みんながやさしさでつながる共生のまち
くしま



2. 基本目標

基本理念に沿って取り組みを進めていくために、施策の内容を3つに分類し、それぞれの取り組む方向性として、基本目標を設定することとします。

基本目標1

つながりとふれあいのある地域づくり



地域で暮らす一人ひとりが、自らの健康や地域のことを気にかけたりすることは、地域福祉を推進していくうえでの基盤となります。福祉に関する意識の啓発や地域活動への参加促進、地域で進める健康づくりを通じて、顔の見える関係を構築し、人と人、人と地域のきずなが感じられる暮らしの実現に向けて取り組みます。

基本目標2

支え合い安心して暮らせる地域づくり



地域活動やボランティア活動への理解、人材育成などを促進し、困っている人を地域で支え合う体制の充実に取り組みます。また、災害などの発生時に適切な対応ができるよう日頃からの備えや情報の共有など、どんな時も安全・安心に暮らせる地域の連携体制を整えるとともに、成年後見制度の利用に関する取り組みを進めます。

基本目標3

誰一人取り残さない支援体制づくり



地域で暮らす誰もが、悩みを抱え込むことなく、必要な時に必要な支援へとつながるために、サービスに関する情報の周知から相談対応、そしてサービス提供まで、関係機関が連携した柔軟な支援体制を構築します。

3. 施策の体系

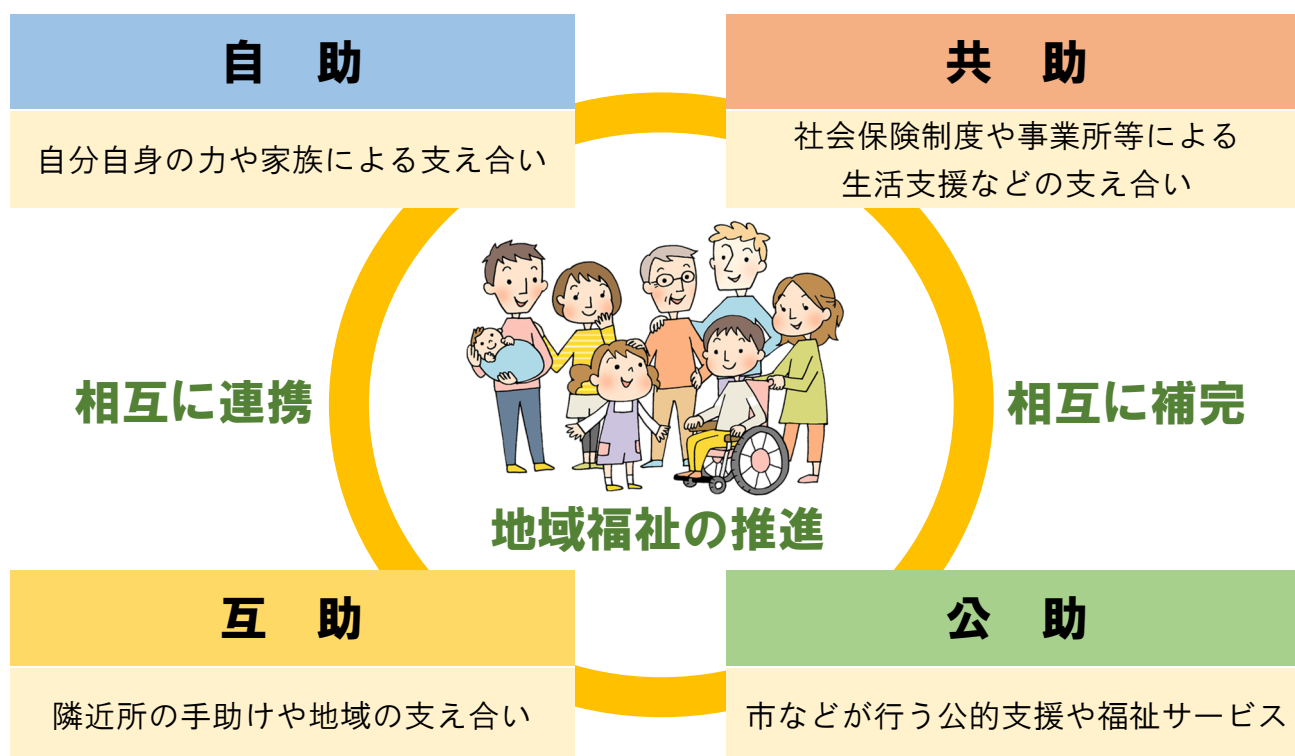
基本理念	基本目標	施策の柱	取り組み	
ともに暮らし・ともに支え合う みんながやさしさでつながる共生のまち くしま	基本目標1 つながりと ふれあいのある 地域づくり	1 ふれあい・交流を充実しよう	(1)	ふれあいの充実
			(2)	交流の場の確保
			(3)	社会参加の促進
		2 地域福祉の理解を深めよう	(1)	福祉の理解促進
			(2)	福祉教育の推進
		3 健康づくりに取り組もう	(1)	健康づくりの推進
		4 地域のきずなを深めよう	(1)	身近な情報の活用
			(2)	地域の連携体制の構築
	基本目標2 支え合い安心して 暮らせる 地域づくり	1 支え合える関係を深めよう	(1)	地域の見守り活動の促進
			(2)	身近な相談の充実
			(3)	虐待防止体制の推進
		2 地域の支え合い活動を 深めよう	(1)	ボランティア等への参加機会の提供
			(2)	ボランティア、NPO、市民活動団体への支援
			(3)	ボランティアの人材育成
		3 安全・安心を支える体制を 充実しよう	(1)	防犯・交通安全活動の推進
			(2)	災害時や緊急時の支援体制の強化
			(3)	生活環境の整備
			(4)	成年後見制度の利用促進
			(5)	権利擁護事業の普及・啓発
	基本目標3 誰一人 取り残さない 支援体制づくり	1 多様な福祉ニーズに対応する 仕組みをつくろう	(1)	重層的な支援体制の推進
			(2)	分野横断的な相談体制の推進
		2 安定したサービス提供の 仕組みをつくろう	(1)	サービスの質の向上
			(2)	福祉関係団体などのネットワーク構築への支援

第4章 施策の展開（みんなで取り組むこと）

地域福祉の推進には、市民・地域・団体・関係機関・行政・社会福祉協議会などが、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方に基づき、それぞれの役割や機能の理解を深め、連携・協働して地域づくりを進めていく必要があります。

本章では、取り組みの内容を「市民・市民団体、ボランティア、福祉関係事業所などが中心となって取り組むこと（市民・地域の取り組み）」「社会福祉協議会が中心となって取り組むこと（社会福祉協議会の取り組み）」「市が中心となって取り組むこと（市の取り組み）」に分類して、それぞれの役割が明らかになるように示します。

また、本計画では市の取り組みを「地域福祉計画」、社会福祉協議会の取り組みを「地域福祉活動計画」と位置付けることとします。



取り組みの役割分担について

次ページ以降の施策の内容では、「市民・地域」「社会福祉協議会」「行政」のそれぞれが「中心となって取り組む項目」「連携・協働・協力する項目」でマークを表示しています。各項目における表示は以下のとおりです。

◎：中心となって取り組む項目 ★：連携・協働・協力する項目

基本目標 1 つながりとふれあいのある地域づくり

1. ふれあい・交流を充実しよう



地域内でのつながりや気づき合いは、地域福祉を推進していくうえで基礎となります。また、お互いに顔の見える関係をつくり、地域全体がつながりを持つことは、一人ひとりの安心感や楽しみ、生きがいづくりにもつながります。

地域の身近な場所において、若い世代を含めた住民同士のふれあいの場、障がいや年齢に関わらず交流できる機会づくりを進めます。

(1) ふれあいの充実

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	日頃から会話やコミュニケーションの機会を持つよう心がけます。	◎		
2	地域の伝統行事や地域活動に隣近所で声をかけ、参加するよう心がけます。	◎	★	
3	子どもや子育て世代、高齢者、障がいのある人など、誰もが参加しやすい地域行事を企画し、年代に関係なく地域全体の交流が広がる取り組みを行います。	◎	★	★
4	地域行事やイベント等の周知方法や内容の充実を図り、若い世代や転入者も参加しやすい環境をつくれます。	◎	★	★
5	社会福祉ふれあい推進連絡協議会（地区社協）の行うふれあい交流事業などを促進します。	◎	◎	
6	地域活動団体に対する補助制度を周知します。			◎
7	閉じこもりなど、地域で孤独・孤立の状態にならないよう、地域での参加機会を設けるとともに、支援が必要だと感じたときには相談へつなげます。	◎	◎	◎

（２）交流の場の確保

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	地区の公民館、公園、集会所の安全点検や清掃を行い、いつでも誰でも活用できるよう適切な維持管理や改修に努めます。	◎		◎
2	市民の交流・活動の場である総合保健福祉センターなどの公共施設、地区公民館、市内の既存施設の利用を促進します。	★	★	◎
3	イベントや交流機会を設けるときには、適切な開催場所や日時を検討するなど、誰もが参加しやすいものとなるよう努めます。	◎	◎	◎
4	身近な場所での交流の場が確保できるよう、地区公民館等を活用した活動を支援し、地区の拠点の維持・充実に努めます。	★		◎

（３）社会参加の促進

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	送迎など移動する際は、家族や近隣住民などがお互いに協力します。	◎		
2	さまざまな課題を抱える人の就労や活躍の場を関係機関と連携を図りながら、確保・拡充に努めます。	★		◎
3	誘い合って地域福祉活動や地域の交流の場へ積極的に参加します。	◎		

2. 地域福祉の理解を深めよう



誰もが支え合い、共に生きる地域の実現には、一人ひとりが支え合うことやつながりを持つことの大切さを理解することが大切です。また、一人ひとりが地域福祉に関心を持つことで、地域活動への参加や理解が深まり、地域力を高めることにもつながります。子どもから高齢者まで、一人ひとりが福祉の心を持ち、地域福祉や地域の課題に興味・関心を持てるよう、福祉に関する啓発や福祉教育を推進します。

(1) 福祉の理解促進

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	福祉に関する研修会やイベントなどに参加して、子どもや子育て世帯、高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。	◎	★	★
2	日頃から隣近所や地域のことに関心を持つよう心がけます。	◎		
3	さまざまな世代間で身近な福祉課題を考え、理解する場を設けます。	◎	★	★

(2) 福祉教育の推進

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会、認知症サポーター養成講座などを開催します。	★	◎	◎
2	小中高校などと連携し、福祉に関する体験学習や認知症への理解、ボランティア活動などの機会を充実し、福祉教育を推進します。	★	◎	◎
3	社会福祉普及推進校や青少年赤十字加盟校の活動を支援します。		◎	
4	福祉教育や人権教育に関する勉強会や研修会などへ積極的に参加します。	◎	★	★
5	市民や団体に対し、広報紙やパンフレットなどで福祉教育や人権教育の推進を図ります。			◎

3. 健康づくりに取り組もう



誰もが地域で自分らしく生活したり、活動に参加したりしていくためには、一人ひとりが自らの健康を気かけ、疾病の予防や心の健康づくりを推進していく必要があります。健康づくりに関する啓発や各種検(健)診の実施、介護予防活動などを通じて、地域ぐるみでの健康づくりを進めます。

(1) 健康づくりの推進

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	食生活改善推進員やNPOなどと連携して地域活動を推進するとともに、市民へ健康づくり活動の周知を図ります。	◎	★	◎
2	検(健)診の受診体制の整備を図り、疾病の早期発見に努めます。	◎		◎
3	地域で行われている介護予防活動に積極的に参加し、介護予防と社会参加に努めます。	◎	★	◎
4	要介護状態の重度化防止を図るため、多職種によるチームケアに取り組めます。	★	◎	◎

4. 地域のきずなを深めよう



少子高齢化が進行し、地域の中で各組織に加入・参加する人が減少するなど、ひとつの自治会だけでは地域活動の実施が難しくなることが懸念されます。自治会をはじめとした地域活動に関する情報発信や活動への支援を行うことで、地域のきずなを深め、顔の見えるつながりや市民主体の活動が活発な地域づくりを進めます。

(1) 身近な情報の活用

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	広報紙や回覧板などに家族みんなで目を通し、情報を共有します。	◎	★	★
2	幅広い世代に情報が行き届くよう、SNSなどを活用した情報発信を行います。	◎	◎	★
3	自治会に加入し、地域の活動に参加します。	◎		★
4	自治会長、民生委員児童委員などとの情報交換会や研修会などを行い、身近な地域で福祉情報を共有します。	★	◎	◎
5	各地区の活動を支援するため、情報提供を行います。	★	◎	◎

(2) 地域の連携体制の構築

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	自治会長、民生委員児童委員、地区社協、福祉関係団体などが連携して、福祉活動の推進や地域課題の検討を行います。	◎	◎	◎
2	地域が連携して伝統的な行事などを継承します。	◎		★
3	各地区の実情を踏まえて、自治会の今後の在り方を検討します。	◎	★	★
4	他自治会の成功事例を参考にするなど、自治会活動の充実を図ります。	◎	★	★
5	地域内だけではなく、近隣の地域や自治会等の活動について情報共有できるよう、交流や連携の機会を設けます。	◎	★	★
6	地域連携組織をはじめとした、地域内で連携して課題解決に取り組む活動に参画します。	◎	◎	◎

基本目標2 支え合い安心して暮らせる地域づくり

1. 支え合える関係を深めよう



誰もが安心して生活を送るためには、不安や悩みを相談できる身近な人や場所、地域による見守りが必要です。

地域での見守り活動を充実・工夫しながら、子育て世帯や高齢者、障がいのある人など、悩みや不安を抱えた人が孤立することを防ぎます。

また、支援が必要になった際に、地域での気づきからスムーズに支援や福祉サービスへとつながるよう、関係機関や団体同士の連携を強化します。

(1) 地域の見守り活動の促進

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	日頃から隣近所どうしで声かけや訪問を行い、お互いに見守ります。	◎		
2	民生委員児童委員などと連携して、子育て世帯や高齢者、障がいのある人など、支援が必要な人の把握に努め、定期的な訪問を行うなど、見守り体制を充実します。	◎	◎	◎
3	地域連携組織や自治会、民生委員児童委員などとの連携を支援します。	★	◎	◎

(2) 身近な相談の充実

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	近所づきあいを大切に、何かあったら相談できる関係を築きます。	◎		
2	隣近所の困りごとは我が事として捉え、みんなで解決に導く意識を持つよう心がけます。	◎		
3	相談に携わる人は、日頃から信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、市民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。	◎	◎	◎
4	地域の中で相談に携わる人どうしの情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりを進めます。	◎	★	◎

(2) 身近な相談の充実（続き）

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
5	生活上の不安や悩み、困りごとを把握し、専門的な支援の必要性がある場合には、各種相談窓口へつなげます。	◎	★	★
6	市民が気軽に集まって相談し合える場の確保を進めます。	★		◎
7	相談窓口や相談支援に携わる人の周知を図り、支援が必要なときに誰もが気軽に相談できる体制を整備します。		◎	◎
8	学校や家庭の問題を子どもやその親が抱え込むことの無いよう、学校や身近な場所で相談できる環境をつくれます。	★		◎

(3) 虐待防止体制の推進

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	虐待と思われるようなことに気づいたら、行政、児童相談所、民生委員児童委員などに相談します。	◎		
2	虐待ケースの早期発見に努めるとともに、虐待通報後の初動対応・継続支援など、関係機関と情報共有・連携を図りながら、虐待防止・支援体制の充実に努めます。	★	◎	◎

2. 地域の支え合い活動を深めよう



本市の課題として、福祉に関する活動に参加していない市民の今後の参加意欲の低下が挙げられます。一人ひとりがそれぞれの興味のある地域活動に意欲的に参加できるよう、地域における様々な活動に関する情報発信を行います。

また、ボランティア活動に関する人材育成、ボランティア団体などへの活動支援に取り組みます。

(1) ボランティア等への参加機会の提供

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	ボランティア活動に参加する気持ちを大切にし、参加している家族を応援します。	◎	★	
2	趣味や経験を活かしてボランティアに参加します。	◎	★	
3	幅広い世代がボランティアに参加できるよう、情報発信や体験の機会を設けるとともに、地域の行事など、身近な場所での参加機会をつくります。	◎	★	★
4	ボランティアセンター機能の充実と周知を図るとともに、ボランティアフェスティバルなどの機会を通じて、ボランティアの大切さや活動内容を周知します。		◎	◎

(2) ボランティア、NPO、市民活動団体への支援

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	公的なサービスでは難しい市民・地域ニーズや地域生活課題に柔軟に対応した活動を行っているボランティア、NPO、市民活動団体などとの連携・支援を検討します。	★	★	◎
2	ボランティア団体、NPO、市民活動団体との交流を図り、情報交換を行います。	★	◎	◎

(2) ボランティア、NPO、市民活動団体への支援（続き）

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
3	ボランティア連絡会の活動を積極的に支援し、同じ趣旨や目的で活動する団体間の連携を図ります。		◎	
4	現在活動しているボランティア団体へ支援を行うとともに、新たな団体の立ち上げを支援します。	★	◎	★

(3) ボランティアの人材育成

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	ボランティアセンターとの連携強化を図ります。	★	◎	◎
2	ボランティアコーディネーターの配置及び養成を図ります。	★	◎	★
3	ボランティア活動に関する啓発やボランティアとして活躍が期待される人材の発掘に努め、ボランティア養成講座などを行うなど、人材育成の拡大を図ります。		◎	★
4	ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図ります。		◎	★

3. 安全・安心を支える体制を充実しよう



近年、地震や大雨による大規模な災害が発生しており、市民の安全・安心への意識が高まっています。防災訓練の実施や避難をする際に支援を必要とする人の把握と支援方法の検討など、誰もが安全に避難行動を行える体制づくりを進めます。また、地域において誰もが犯罪や事故に巻き込まれることの無いよう、地域の防犯・交通安全意識を高めます。

さらに、高齢者や障がいのある人などが、本人の権利を侵害されることの無いよう、成年後見制度をはじめとした制度の普及・啓発や相談などの支援の充実に努めます。

(1) 防犯・交通安全活動の推進

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	防犯や交通安全のため、見守りパトロール活動を行います。	◎		
2	市民の交通安全や防犯の意識を高めるため、回覧板や防災無線、地域の集いの場などで周知啓発を行います。	◎	◎	◎
3	学校やPTAなどの関係団体や機関が連携し、交通安全活動や防犯活動に取り組みます。	◎		◎
4	交通事故や防犯のため、防犯灯の設置に対して助成します。			◎

(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	災害時にはすぐに避難できるよう、防災用具や避難場所、避難経路を確認しておきます。	◎		
2	災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合います。	◎		
3	メールやホームページなどを使い、防災に関する情報を提供します。	★		◎
4	緊急連絡網を作成し、災害時や緊急時に助け合える体制を築きます。	◎	★	

(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化（続き）

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
5	子どもや子育て世帯、一人暮らし高齢者、障がいのある人など、災害時や緊急時の要援護者を把握します。	◎	◎	◎
6	避難行動要支援者の把握を進め、本人の同意のもとで要援護者リストを共有し、個別避難計画の作成を進めます。	◎	★	◎
7	地域での危険個所の把握や防災訓練などを行います。	◎	★	◎
8	県等と連携した防災士養成の支援や災害ボランティアの育成に取り組みます。		◎	◎
9	避難場所などを周知し、すぐ避難できる体制を整えます。	★		◎
10	避難場所に指定されている施設が、子育て世代や高齢者、障がいのある人でも使いやすいように整備します。			◎
11	地域の防災体制を強化するため、自主防災組織率の向上を図ります。	◎		◎

(3) 生活環境の整備

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	日常生活で危険や不便を感じている公共施設や道路の情報を行政に伝えます。	◎		★
2	高齢者や障がいのある人など、移動が困難な人のニーズを把握し、支援が必要な人に対するサービスなどの情報提供や周知の充実を図ります。		◎	◎
3	バリアフリーやユニバーサルデザインに対する理解を深めるため、学習会などを開催します。	★	★	◎
4	利用者の意見や地域の状況を把握し、交通の利便性の向上を図ります。	★		◎
5	老朽化している公共施設の改修などの際は、バリアフリー化を進めます。			◎

(4) 成年後見制度の利用促進（串間市成年後見制度利用促進計画）

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	成年後見制度の内容や利用に関する研修に参加し、理解を深めます。	◎	★	◎
2	成年後見制度の周知啓発に取り組みます。		◎	◎
3	成年後見制度を安心して利用ができる体制を整えます。		◎	◎
4	生活保護を受けている人やそれに準ずる人に、成年後見人、保佐人または補助人への報酬に対する助成を行います。			◎
5	市民後見人や法人後見など、本人が必要とする保護・支援が適切に受けられる体制づくりに向けて、検討を行います。	★		◎
6	地域連携ネットワークの中核機関について、計画的な運営を行います。			◎

(5) 権利擁護事業の普及・啓発

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	個人情報の取扱いやプライバシーに十分注意を払い、守秘義務を守ります。	◎	◎	◎
2	法律相談などを利用しやすいように工夫します。		◎	◎
3	日常生活自立支援事業の理解を深めます。	◎	★	★
4	日常生活自立支援事業の周知啓発に取り組みます。	★	◎	◎
5	障がいのある人への障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供などの普及啓発を推進します。	★	◎	◎

基本目標3 誰一人取り残さない支援体制づくり

1. 多様な福祉ニーズに対応する仕組みをつくろう



地域では、少子高齢化や核家族化に伴う家族機能の変化、地域のつながりの希薄化などから、さまざまな課題が複雑・多様化し、世帯単位で課題を抱えるといった状況もみられます。こうした課題に対して、あらゆる市民が役割を持ち、地域全体で支える力を構築していくとともに、各分野の枠を超えた包括的な相談や伴走的支援を行うなど、多様なニーズに対応した支援体制の構築に取り組みます。

(1) 重層的な支援体制の推進

取り組み内容		市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	地域づくりをみんなで推進するため、福祉以外の分野の団体などに対して地域づくりに必要な働きかけや支援を行う者の活動を支援します。	★	◎	◎
2	「住民に身近な圏域」において、地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備に取り組みます。	★	◎	◎
3	相談に来ることが難しい人や自ら支援を求めることができない人に関する悩みごとや困りごとを受け止め、必要な支援へとつなげる体制を整備します。	★	◎	◎
4	地域の身近な相談役が、相談を受け止め、適切に支援へとつながるよう、バックアップ体制を整備します	★	◎	◎
5	相談窓口とそれにつながる支援機関が分野を超えて連携するとともに、アウトリーチでの相談を行うなど、誰もが相談しやすい包括的な相談支援の体制をつくります。	★	★	◎
6	地域の団体や関係機関が相互に連携し、社会参加に難しさがある人が地域とつながりを持つ場をつくります。	★	★	◎
7	地域の居場所や活動の機会を組み合わせ、地域の誰もが世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所を整備します。	★	★	◎
8	相談支援・参加支援・地域づくり支援を組み合わせ、地域における重層的な支援体制が維持できるよう、多機関協働で支援します。		★	◎

（１）重層的な支援体制の推進（続き）

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
9	子どもの貧困やヤングケアラー対策の推進のため、支援を必要とする子どもや保護者の把握と相談や就労支援の適切な支援へとつなげる仕組みをつくりま	★	◎	◎
10	引きこもりやダブルケアなどの複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯が、地域で孤立することの無いよう、見守りや相談支援体制を強化します。	★	◎	◎

（２）分野横断的な相談体制の推進

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	各機関に所属し、相談支援を行う職員の横断的連携を強化し、複合的で複雑な相談に対しても適切な支援につなげることができる体制をつくりま	★	◎	◎
2	「制度の狭間の課題」に関係機関が連携して対応する体制づくりに努めます。	★	◎	◎
3	生活困窮者、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭などの自立を図るため、就労やその人に応じた必要な支援を行います。	★	◎	◎
4	相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら、課題解決力の向上に取り組ま	★	◎	◎
5	地域住民の生活課題の解決につなげるため、専門的な知識を有する者と連携し、専門職個人が参加しやすい環境づくりに努めます。	★	◎	◎

2. 安定したサービス提供の仕組みをつくろう



福祉サービスは、それぞれの状況に応じた適切なサービスが安定して提供される必要があります。サービスの質の向上やサービス利用者の権利擁護、安定したサービスの提供基盤を構築するとともに、福祉関係団体やサービス提供事業所間のネットワークを構築し、誰もが必要とする福祉サービスを適切に利用できる環境づくりを進めます。

(1) サービスの質の向上

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	利用者本人が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、安定した在宅福祉サービス提供体制の維持に努めます。	◎	◎	◎
2	地域で安心して子育てできるよう、子育てに関する施策や相談体制の充実に努めます。	◎	★	◎
3	さまざまな利用者のニーズに的確に対応していくため、新しいサービスや取り組みを検討します。	◎	◎	◎
4	地域福祉を担う人材の知識や技術のスキルアップを図り、サービスの質の向上に努めます。	◎	◎	◎
5	国や県の事業等を活用した資格取得への支援のほか、地域活動の担い手育成に向けた支援を行うことで、安定的なサービス提供に向けた人材確保や地域での福祉活動の活性化につなげます。	◎	◎	◎
6	各種福祉分野にかかる個別計画を推進します。	◎	◎	◎
7	共生型サービスの実施に向けて、情報収集と検討を行います。	★	★	◎

(2) 福祉関係団体などのネットワーク構築への支援

	取り組み内容	市民 地域	社会福祉 協議会	市
1	福祉関係団体なども地域の一員であることを意識し、協働して地域活動に積極的に参加します。	◎	◎	◎
2	福祉団体や関係機関が、地域における多機関協働での支援の在り方を検討する場を設け、情報共有を行います。	◎	◎	◎
3	福祉関係団体のネットワークを構築し、連携・協力を図ります。	◎	◎	◎

第5章 串間市再犯防止推進計画

1. 計画策定の背景

我が国における刑法犯の認知件数については、平成14年の285万3千件をピークに減少傾向となっており、平成30年には81万7千件となっています。また、刑法犯により検挙された再犯者（過去に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者）については、平成18年の14万9千人をピークに平成29年（2017年）には、10万6百人まで減少していますが、一方で検挙人員に占める再犯者の割合は、50％前後となっており、全国的にも再犯の防止は重要な課題となっています。

このような中で、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める」ことが明記されました。

犯罪や非行をした人の中には、出所後の生活や就労に対して困難や生きづらさを抱える人も少なくありません。こうした人が立ち直り、社会で生活していくために、保護観察所、保護司、協力雇用主、更生保護女性会が更生保護に向けた支援を行っています。しかし、こうした機関や団体だけの取り組みでは内容や範囲に限界があり、今後は社会で自立した生活に向けて、行政や関係機関、市民が再犯防止の取り組みに関する正しい理解のもと、連携・協力して支援に取り組んでいく必要があります。

本市においても、串間市再犯防止推進計画を策定し、再犯の防止に関する施策を推進することで、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 計画における重点課題

本市における再犯防止の推進に関する重点課題を以下のように設定します。

（１）就労・修学・居住支援

（２）関係機関との連携強化とサービスの適切な提供

（３）広報・啓発活動の推進

3. 施策の展開

(1) 就労・修学・居住支援

	取り組み内容	市民 地域	保護司 会	社会福祉 協議会	市
1	改善更生に協力する協力雇用主制度について、広報啓発活動を行います。		◎	★	◎
2	生活困窮者自立支援制度等を活用し、就業の機会や生活の安定を図ります。			★	◎
3	公営住宅の募集状況などについて情報を提供し、居住支援を行います。				◎
4	小中学校におけるスクールカウンセラー等と連携し、相談支援を行うことで非行防止と健全育成に取り組めます。				◎
5	非行等により、通学や進学を中断した未成年に対し、学校や青少年育成センターとの連携のもと修学を支援します。				◎

(2) 関係機関との連携強化とサービスの適切な提供

	取り組み内容	市民 地域	保護司 会	社会福祉 協議会	市
1	自立した生活が困難な出所者等が出所後速やかに支援を受けることができるよう、関係機関と連携し調整を行います。		◎	★	◎
2	国や県の関係機関、民間協力者等と連携し、対象者を支援へとつなぐ体制を構築します。		◎	★	◎
3	保護司会等の再犯防止や更生保護の取り組みを行う団体に対し継続した活動支援を行います。		◎	★	◎

(3) 広報・啓発活動の推進

	取り組み内容	市民 地域	保護司 会	社会福祉 協議会	市
1	「社会を明るくする運動」強調月間をはじめとして、関係機関との連携のもと、再犯防止の取り組みの周知を行います。	★	◎	◎	◎
2	保護司会が実施している再犯防止や非行防止、健全育成に関する活動を支援します。	★	★	★	◎

第6章 計画の推進体制

1. 「みんなで取り組む地域福祉の推進」をめざして

住み慣れた地域で安心して暮らしていく社会を築くためには、市民・地域、社会福祉協議会、市の「協働」による取り組みが不可欠です。このため、本計画の推進にあたっては、市や社会福祉協議会だけでなく、地域福祉のさまざまな担い手がそれぞれの特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めます。

（１）市民の役割

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高め、地域活動に積極的に参画していくことが第一歩となります。日頃からあいさつや声かけなど自分がすぐに取り組むことができることを実践し、困ったときにはお互いに支え合える関係を築くことが大切です。

（２）地域の役割

地域には、市民に最も身近な組織である自治会をはじめ、民生委員児童委員、地区社会福祉ふれあい推進連絡協議会、地域連携組織、ボランティア、NPO、市民団体、福祉関係事業所など、さまざまな団体があります。これらの団体も地域社会の一員として、設立の目的や役割に沿ってともに地域福祉を支える存在であることを自覚するとともに、市民が具体的な地域活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

（３）社会福祉協議会の役割

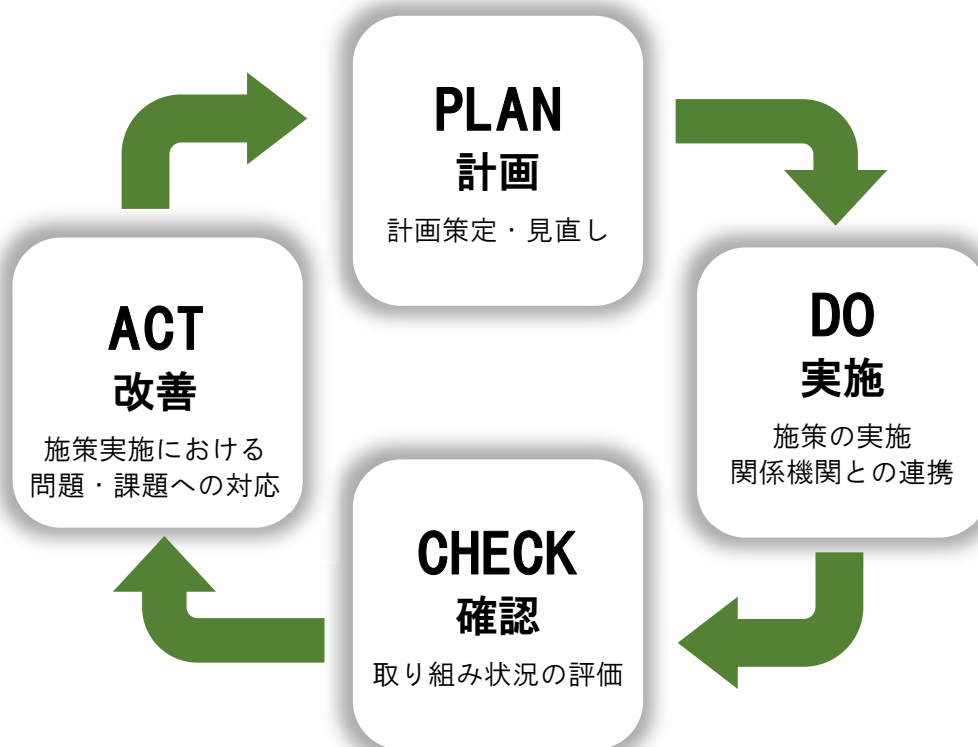
社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的団体として位置付けられており、市や関係団体と連携し、市民主体の福祉のまちづくりを推進していく役割があります。そのため、市と協働して本計画の推進役を担うとともに、地域福祉活動のコーディネートや地域における福祉ニーズの把握、地域生活課題の解決に向けた取り組みを推進する役割があります。

（４）市の役割

本計画の策定主体である市は、市民福祉の向上をめざして、福祉施策を効果的かつ総合的に推進する役割があります。そのため、地域福祉を推進する関係団体などの役割を踏まえ、相互に連携・協力を図りながら計画を推進します。また、地域福祉の推進にあたっては、庁内各課と連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進します。

2. 計画の点検・評価

本計画の実施状況は、各関係機関の代表者などで構成する「串間市地域福祉推進会議（仮称）」において定期的に点検・評価します。また、本計画の実施状況を広く市民に周知していくため、広報紙や市ホームページなどを活用して市民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



3. 計画推進のための成果指標

本市では、本計画に掲げる施策の推進状況を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

成果指標の考え方

地域福祉の推進に向けて現状の取り組みを維持し続けていくことは、地域共生社会の実現のためにも重要となります。しかし、本市では少子高齢化に伴う市全体の人口減少が進んでいるため、既存の取り組みを維持していくことがより困難となることも考えられます。

本計画においては、人口減少が進む中で、既存の取り組みに関わる人々が減少したとしても達成できる見込みがあることと、計画を推進した成果として適切な評価ができることの2点を考慮したうえで成果指標を設定しています。

No.	項 目	単位	現況値 (見込み値)	目標値
			令和 5 年度	令和 11 年度
1	福祉意識の高揚のための広報・啓発活動、研修会、イベントなどの年間開催回数	回	194	265
2	シルバー人材センター会員数	人	57	88
3	高齢者クラブ加入者数	人	606	650
4	民生委員・児童委員の充足率	%	100	100
5	地域福祉コーディネーター養成人数	人	13	15
6	ボランティア登録団体数	団体	30	35
7	串間市地域見守り活動に関する協定の参画事業所数	事業所	15	26
8	認知症サポーター養成者数	人	2,648	3,400
9	自主防災組織の組織率	%	90.85	100.00
10	健康教育の参加者数	人	1,750	2,500
11	要介護認定率	%	16.3	16.8
12	社会福祉法人において地域貢献を行った法人の割合	%	90.9	100.0
13	生活困窮者の自立相談支援機関における 1 か月あたりの新規相談受付件数	件	9	10
14	放課後児童健全育成事業の実施箇所数	箇所	9	9
15	延長保育実施保育所数	箇所	12	12
16	居住生活支援のサービスを受けている障がい者の数	人	13	30
17	地域子育て支援センターの年間利用者数	人	7,500	8,500
18	社会福祉協議会賛助会員数	人	689	680